

平成 23 年 11 月 14 日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

構成員各位

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク

理事長 市川 宏伸

(公印省略)

障害福祉サービス等報酬改定に関する要望書

【JDDNET 会員団体からの要望】

○NPO 法人 アスペ・エルデの会

- ・各サービスの目的や機能に即した良質なサービス提供を促進し、障害福祉サービスの質の向上を図る。
- ・地域生活の基盤としてのグループホーム・ケアホームにおける支援体制の充実
- ・障害程度区分や報酬単価について、事業所の運営面に影響が生じない報酬単価の設定などが必要。
- ・報酬単価の見直しのみならず、障害ごとの適切な支援の必要度を測る尺度が必要。
- ・就労継続支援事業の報酬単価について、基本単価自体も引き上げるべき。
- ・発達障害の専門性を有する専門職員の配置に高い加算をつける（現行の制度の専門職員配置加算は単価が安すぎる）。
- ・市町村事業に移行後の相談支援事業に対する十分な人員配置が望まれる。
- ・児童相談支援事業については、十分な予算と専門性を有する適切な人材を確保する。
- ・児童発達支援センターの人員配置について「その他の職員」である PT、OT といった専門職の専門性を正當に評価する仕組みを構築する。
- ・保育所等訪問支援について、発達障害に詳しい専門職の配置には高い単価設定を設ける。

○社団法人 日本作業療法士協会

- ・計画相談支援・障害児相談支援に関してサービス利用計画作成費とモニタリングについて報酬の差を無くす。
- ・障害児通所支援に関連して、障害福祉サービス事業との一体的な運営を認めるなど、身近な地域で通所サービスを受けられる仕組みを構築する。
- ・専門職（PT・OT・ST 等）による個別訓練の提供、専門職を常勤雇用等、配置に見合った報酬上の評価を行う。

○一般社団法人 日本言語聴覚士協会

- ・児童発達支援センター（医療型を含む）ならびに児童発達支援事業に関して言語聴覚士を配置した場合、加算措置を講じること。

【その他会員等からの意見】

- ・放課後デイサービスの、学校と事業所間送迎の加算を認めること。

平成 23 年 11 月 14 日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
構成員各位

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク
理事長 市川 宏伸
(公印省略)

障害福祉サービス等報酬改定に関する要望書

平素より発達障害のある人たちに対して、ご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害福祉サービス等報酬改定につきまして、日本発達障害ネットワーク（JDDNET）より下記の事項につきまして要望いたします。

【JDDNET 会員団体からの要望】

○NPO 法人 アスペ・エルデの会

・良質な人材の確保

障害福祉サービスには福祉・介護人材の確保が必要であるが、発達障害者にも質の高いサービスを安定的に提供するために、良質な人材の確保を推進する。

・サービスの質の向上

発達障害者への対応を含め、各サービスの目的・機能に即した良質なサービスの提供を促進することが重要であり、障害特性へのきめ細かな配慮や医療的なケアへの対応など、障害福祉サービスの質の向上を図る。

・地域生活の基盤の充実

地域生活を支えるサービスの基盤整備が必要であるため、グループホーム・ケアホームにおける支援体制の充実など、各サービスの地域生活支援機能を高める。発達障害者の場合、企業就労により勤務時間がそれぞれ異なる。そうした勤務時間に応じた柔軟な支援体制が求められる。

・障害程度区分や報酬単価について

発達障害者の場合は、就労支援に係るサービスの需要が高いと思われる。また障害程度区分は0～2程度になる人が多いため、報酬単価が低く、事業所の運営にも影響する。事業所の運営面に影響が出ないような、報酬単価の設定などが必要になる。

また、発達障害に限らず、知的障害においても現行の「障害程度区分」の調査項目では適切な支援の区分が出ないので、単価の見直しをするだけでは不十分であろうと思われる。障がいごとの適切な支援の必要度を測る尺度が必要だと思われる。

就労継続支援事業の報酬単価は他の事業と比較して安すぎると思われる。色々な加算はあるが、基本単価自体も引き上げるべきと考えている。発達障害の人たちの支援には高い専門性が必要であり、そう

した専門職員の配置に高い加算をつけることなどが考えられる（現行の制度の専門職員配置加算はこれも単価が安すぎる）。

また、就労移行支援事業は就労継続支援に比べればまだましではあるが、2年間という期限付きの事業であり、このところ就労移行支援事業から就労継続支援事業に転換する事業所の話をよく聞く。報酬の問題だけではないが、専門性のある職員の配置がなされていないケースが多いのではないかと。高い専門性を持った職員の配置をきちんと評価する加算が必要なのではないかと思われる。あわせてそうした職員養成のしくみも必要にはなる。

児童の事業所については、多くの事業所では人件費の削減をしないと成り立たなくなっている現状にある。児童のサービスは児童福祉法に移行することも踏まえ、日割り計算は現場の支援体制が不十分になるのではないかと。

・相談支援事業

原則相談支援事業は来年度から市町村事業に移行される。またすべての障害福祉サービス利用者に対して「サービス利用計画」の作成が義務付けられる。また定期的なモニタリングも必要になる。

相談支援事業所は相当なハードワークになることが想定され、十分な人員配置がないと対応も不十分な状態になることが予想される。市町村事業になってそのあたりは対応してもらえるのか大変気になる。

「児童相談支援事業」については、児童のサービス利用計画をきちんと立てようとする、相当の専門性が求められるため、適切な人材の確保については課題になるとと思われる。

主管課長会議の資料では、児童相談支援は児童発達支援センターの必須事業のように書かれているが、かなりの労力が必要とされてくることが想定される。

逆に、児童のサービス利用計画がもっと簡便なものということになれば、たいていの場合は保護者でも十分セルフマネジメントが可能であり、わざわざ児童のサービス利用計画を作成する意味がなくなってくると思う。しかし、ニーズを考えると障害特性の理解を踏まえて、きちんと児童相談支援を行っていく必要があり、そのためにはそれなりの予算が求められる。

・児童発達支援センター

従来の通園施設は児童発達支援センターになっていくが、人員配置基準を見ると、保育士、児童指導員以外の心理やPT、OTといった専門職は「その他の職員」としてしか記載されていない。待遇も保育士と同列のようである。そうした専門職は特に配置をしなくても許される基準になっているが、上記の障害福祉サービスと同様に専門職の専門性を正当に評価するしくみにはなっていないことは今後の課題ではないかと思われる。

・保育所等訪問支援

十分な人員配置ができないと機能しないのではないかとと思われる。発達障害に詳しい心理職や主任級保育士レベルの高い専門性を持ち合わせていないと適切な支援もつながらない。これも専門職の配置には高い単価設定を設けることも必要になるとと思われる。

ちなみに「保育所等訪問支援」は個別給付の事業になるため、親御さんの了解がないと実施できない事業である。それではあまり活用されない制度になるのではないかという危惧を感じる。

・計画相談支援・障害児相談支援に関して

サービス利用計画作成については、利用者にとって一度利用したサービスを改めていくことの困難さもあるため、最初のサービス利用計画作成までのプロセスを重点的に行えるよう、サービス利用計画作成費とモニタリングについてはできれば報酬の差を無くして柔軟に運用できるようご検討いただきたい。

・障害児通所支援に関連して

通所児童が少なく採算が取れなくなる事業所が出ないように、障害福祉サービス事業との一体的な運営を認めるなど、身近な地域で通所サービスを受けられる仕組みづくりを期待する。また、乳幼児期は発達が著しい時期であり、高い専門性をもって生活訓練、発達障害児への療育などの質が低下しないことが重要である。

関連事業に関する指定の職員配置以上に、専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）による個別訓練（1対1での対応）を提供した場合や、専門職を常勤雇用している場合には、その配置に見合った報酬上の評価をお願いしたい。

※下記資料参照

・障害児入所支援に関連して

<福祉型障害児入所施設（最低基準・指定基準）>

人員配置基準：共通の人員として、職業指導員（職業指導を行う場合）や心理指導担当職員（心理指導を行う場合）が記載されているが、その他にも障害児の特性にあった日常生活を営むに必要な機能訓練等おこなう必要がある。福祉型の施設であっても、入所児童の生活の質の向上のためには、個々の生活課題に対して、様々な領域からの専制的な視点を柔軟に取り入れた関わりが重要であり、必要に応じて個別或いは集団による機能訓練、生活訓練等を提供する体制を整備することが必要である。医療型障害児入所施設との支援に格差が生じないようにお願いしたい。

上記に関して、現状の人員配置に加え、これらの職員を配置した場合等にはサービスの質の向上の為に報酬上の評価をする必要がある。

※資料 <障害児通所支援に係る最低基準及び指定基準等に関連して>

<児童発達支援センター（最低基準・指定基準）>

1. 人員配置基準

その他必要な職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合）（※1）

※1 ・主として重症心身障害児を受け入れる場合は、看護師、理学療法又は作業療法若しくは言語療法を担当する職員

<児童発達支援事業（指定基準）>

1. 人員配置基準

その他必要な職員として「主として重症心身障害児を受け入れる場合」に「理学療法又は作業療

法若しくは言語療法を担当する職員」とあるが、重症心身障害児に限らず、すべての障害児に対し、日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う必要がある。より質の高い発達支援を一貫して継続的に提供することを目的とするならば、理学療法又は作業療法若しくは言語療法を担当する職員を配置することが必要である。

(理由)

重症心身障害児に限らず、児童発達支援センターや児童発達支援事業等を利用する障害児においては、様々な生活課題を抱えていることが十分予測される。早期から多くの障害児に日常生活を営むのに必要な機能訓練等が必要である。

<放課後等デイサービス（指定基準）>

1. 人員配置基準

その他必要な職員として、日常生活と学校生活を円滑に営むのに必要な機能訓練等を行う場合に、理学療法又は作業療法若しくは言語療法を担当する職員を配置することが望ましい。

(理由)

就学児は、児童発達支援事業の対象とされておらず、放課後等デイサービスの利用のみが想定されている。就学児においても日常生活や学校生活において様々な課題を抱えていることが予測され、機能訓練等個別の支援が必要な場合があるため、単に児童を預かるだけの人員配置では十分な支援が提供できない可能性がある。

<保育所等訪問支援について>

児童発達支援センターに地域支援機能として横付けされた保育所等訪問支援は、個別給付のため保護者に一定の障害受容が必要とされている。今回の児童福祉法改正の基礎となった「障害児支援の見直しに関する検討会 報告書（H20.7.22）」では、「気になる」という段階から支援の重要性が述べられており、障害の確定診断前から支援が受けられるような仕組みの充実が必要と考える。このため、訪問担当者が、市町村保健師等とともに、診断前の乳幼児への支援を行った場合、報酬上の評価が得られるよう検討をお願いしたい。

○一般社団法人 日本言語聴覚士協会

・児童発達支援センター（医療型を含む）ならびに児童発達支援事業に関して言語聴覚士を配置した場合、加算措置を講じることをお願いしたい。

【その他会員等からの意見】

・放課後デイサービスの、学校と事業所間送迎の加算を認めること。